南風原町まちづくり基本条例（仮称）を考える住民会議について

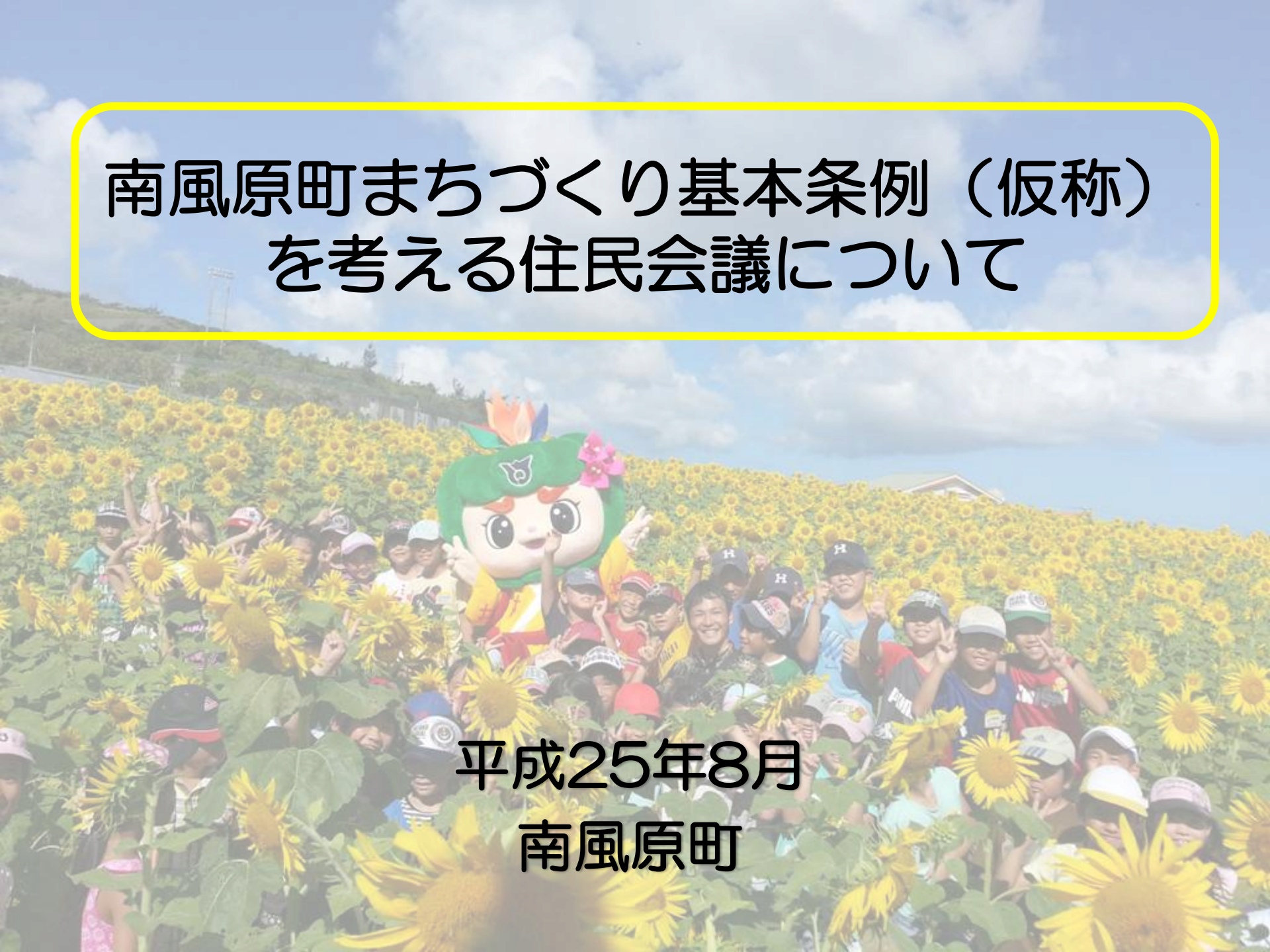

平成25年8月

南風原町

【 説明内容 】

1．まちづくり基本条例とは？

2．なぜ、条例が必要なの？

3．条例制定までの流れは？

１．まちづくり基本条例とは？

１．まちづくり基本条例とは？

平成１３年に北海道のニセコ町で
『ニセコ町まちづくり基本条例』が
制定されたのがその始まり

全国で273の自治体が制定
（平成25年4月1日現在）

1. まちづくり基本条例とは？

まちづくり基本条例は法的に確立した定義もなく、その呼び名も様々

- まちづくり基本条例（９１団体）
- 自治基本条例（１４２団体）
- 協働のまちづくり基本条例（７団体）
- 市民自治基本条例（７団体）
- まち・ゆめ基本条例
- 未来づくり基本条例

1. まちづくり基本条例とは？

沖縄県内の条例制定状況

石垣市	自治基本条例（平成２２年）
西原町	西原町まちづくり基本条例（平成２４年）
読谷村	条例の制定に向けて取り組み中

１．まちづくり基本条例とは？

まちづくりの基本となる考え方や、町民それぞれの役割、まちづくりを進めていくしくみが定められていて、この基本となる『ルール』のことを『まちづくり基本条例』といいます。

例えば・・・

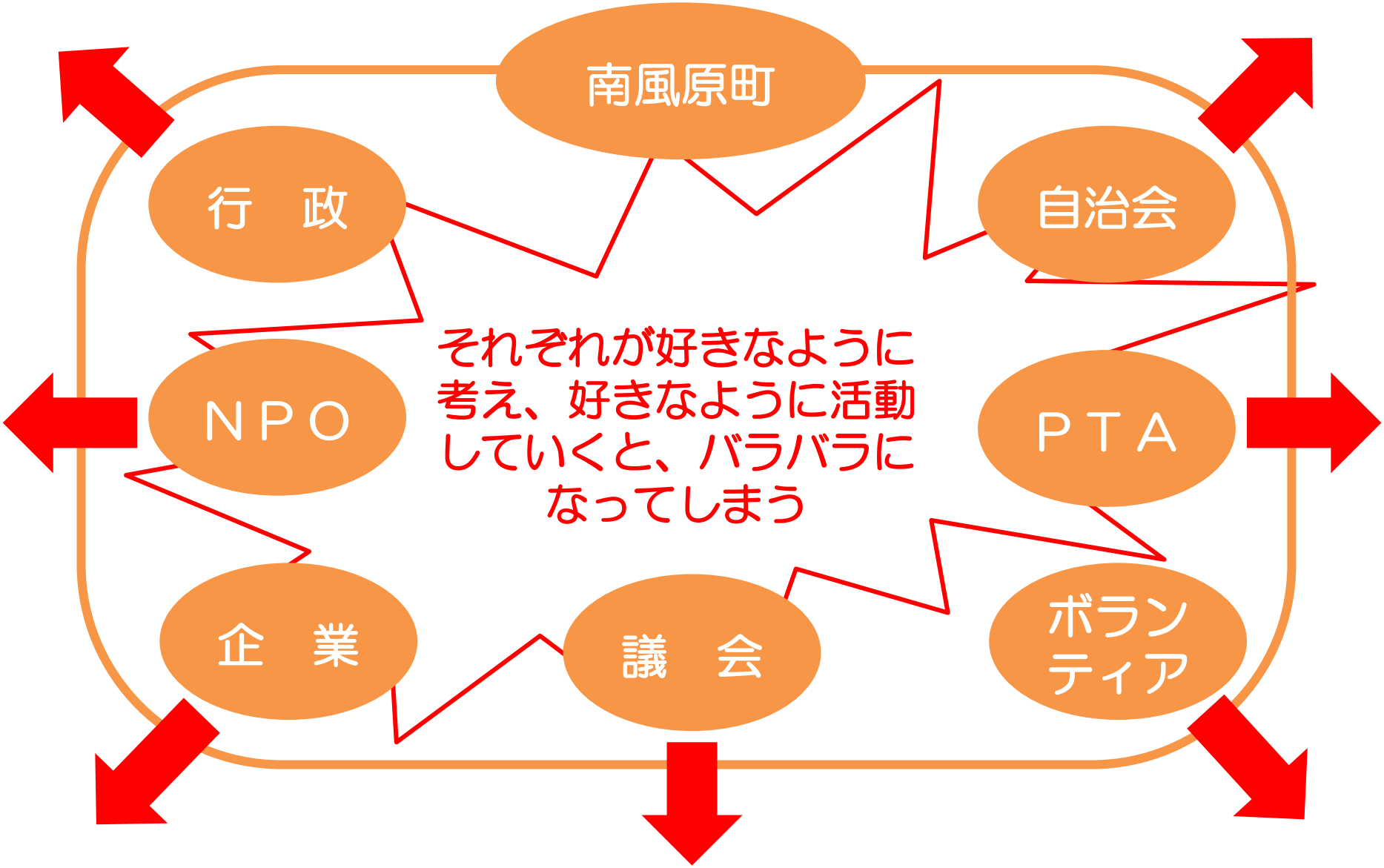
南風原町
行　政
自治会
それぞれが好きなように
考え、好きなように活動
していくと、バラバラに
なってしまう
ＮＰＯ
ＰＴＡ
企　業
議　会
ボラン
ティア

例えば・・・

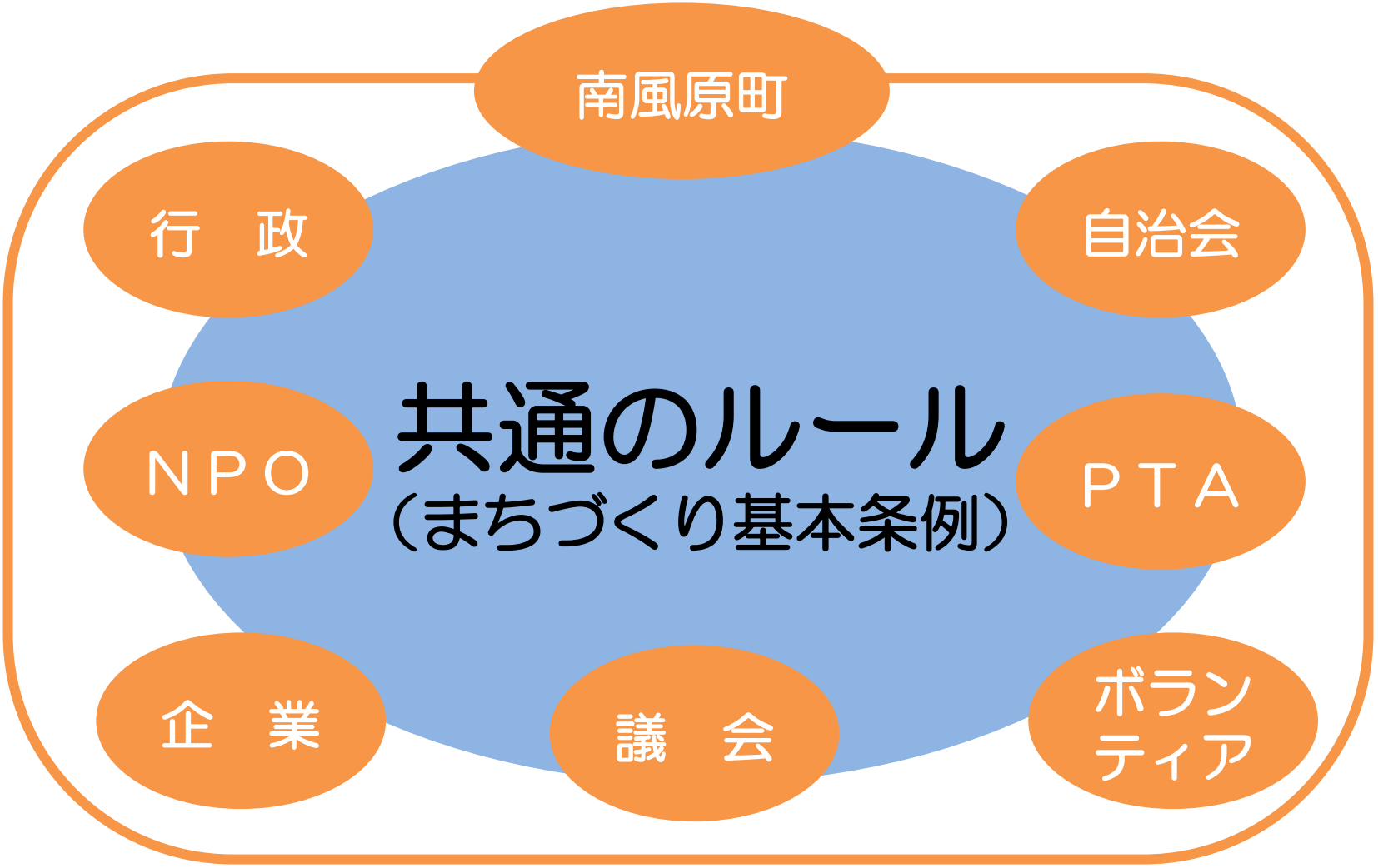

例えば・・・

共通のルール

地域の課題や、まちづくりに取り組んでいく

２．なぜ条例が必要なの？

２．なぜ条例が必要なの？

かつては国の事務を代理で行うことが地方自治体の主な役割

↓

地方自治体が自らの責任で事務を行う仕組みへと変化

↓

『地方分権』時代の到来

2．なぜ条例が必要なの？

三位一体改革

市町村合併

少子高齢化

『地方分権』

地域のつながり

社会情勢の変化

住民ニーズの多様化

２．なぜ条例が必要なの？

地域らしさを活かし、
地域のことは地域で決めることが重要！

まちづくり基本条例として法的に『ルール化』し、町民、行政、NPO、企業等が一体となってまちづくりに取り組むことが必要

３．条例制定までの流れは？

３．条例制定までの流れは？

南風原町まちづくり基本条例を考える住民会議

南風原町に
住んでいる人

南風原町で
働いている人

南風原町職員

南風原町の現状（良いところや課題など）を
確認し、『ルール』の内容を検討していく

３．条例制定までの流れは？

議会へ提案し、審議が行われた後、条例施行

↑

検討した意見書を町長へ提出し、素案を作成

↑

南風原町の現状（良いところや課題など）を確認し、『ルール』の内容を検討していく

3. 条例制定までの流れは？

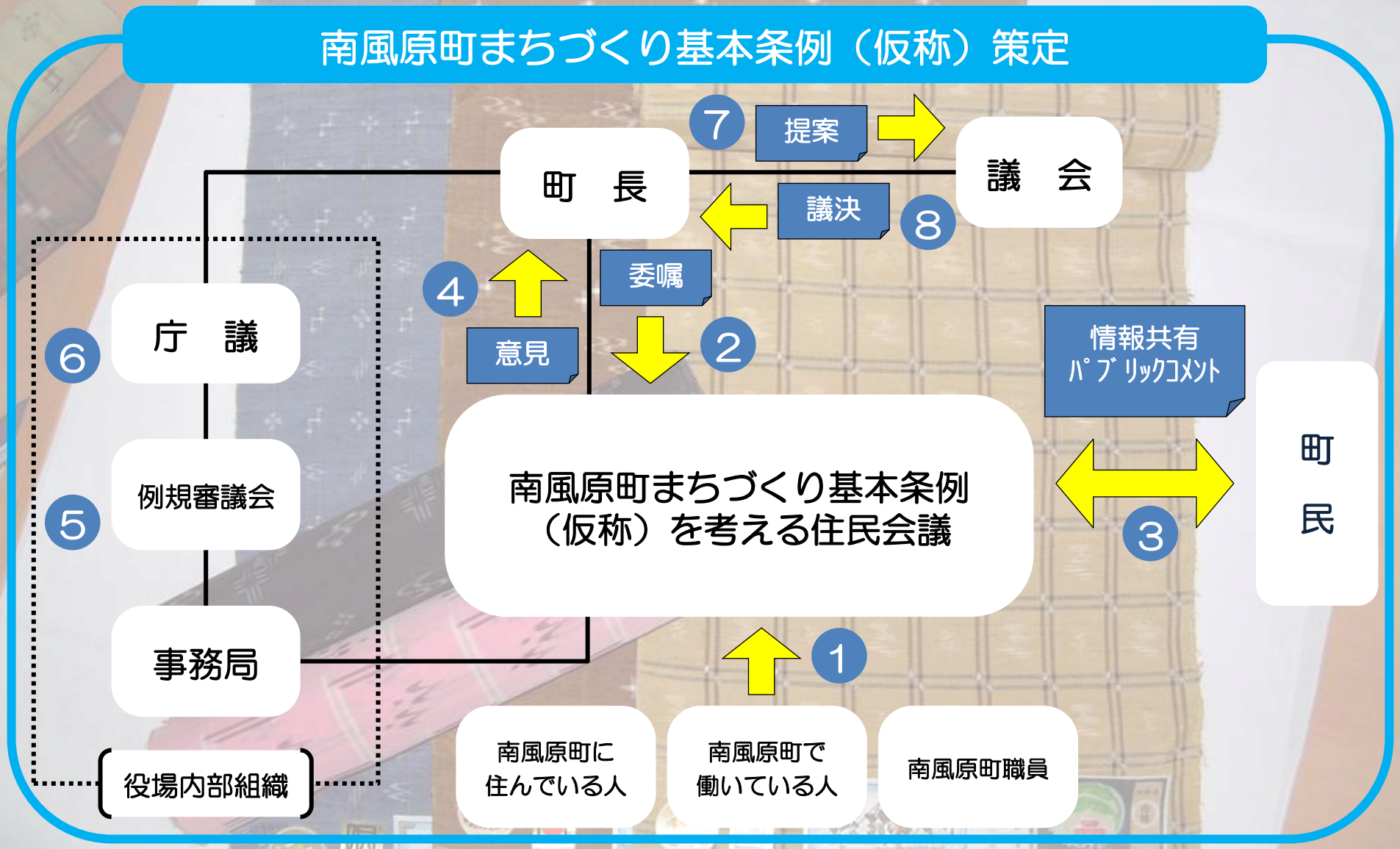

条例の制定後は・・・

条例制定の制定後は？

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民それぞれの役割、まちづくりを進めていくしくみ等を定めるもの

↓

条例の制定後すぐに生活に影響を及ぼすものではありません。

条例制定の制定後は？

制定後は、条例に基づいてまちづくりを進めていくため、様々な分野においても一体となった活動を実践することが出来ます。

↓

町民一人ひとりが住みよいと感じる
南風原町へと繋がっていきます！

まちづくり基本条例（仮称）の策定に
向けて一緒に頑張りましょう！！

おわり